

食安監発第1017005号

平成19年10月17日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長

(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いの徹底について

今般、米国から到着した牛肉（臄）の中に米国農務省発行の衛生証明書に記載のないものが混入していたことが確認され、その旨を厚生労働省及び農林水産省において公表したところです。

米国から輸入される牛肉等については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品全部監視安全課長通知）により取り扱われているところですが、今般の事例においては、倉庫への搬入時の確認が不十分であったことから、関係事業者に対して、上記通知記の3の趣旨に沿った対応について、改めて指導及び周知をされるようよろしくお願いします。

(参 考)

「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（抜粋）

### 記の3 輸入者等に対する指導事項

- ① 輸入にあたっては、当該品が対日輸出プログラムを遵守して処理され、AMSの製品リストに記載されていることを、輸出者に対して確認すること。
- ② 本邦への陸揚げ後の倉庫への搬入時においては、各梱包に貼付されたラベル等により、到着貨物と衛生証明書に記載された品目及び数量との整合性について確認すること。
- ③ 国内流通段階においては、梱包の内容と貼付されたラベルの同一性を確認する等、検品を徹底すること
- ④ ①から③において、問題を確認した場合には行政機関へ通報すること